

地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

**2024年10月から健康保険において
後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で、
先発医薬品（長期収載品）の処方を希望する場合は、
特別の料金※¹を負担することとなりました。**

- ◆ これを踏まえ地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※²の処方等又は調剤を希望する場合は、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合等※³を除き、「**特別の料金**」に相当する額を被災職員が負担することとなります。
- ◆ また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

※3 医療上の必要性があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等をいいます。



（厚生労働省ウェブサイト）

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

「特別の料金」の計算方法

※厚生労働省資料より作成。以下は1錠当たりの単価。



- ※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分が加算された額を負担することとなります。
- ※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合があります。
- ※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算されます。